

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年9月3日（木）15時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、伊藤係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（減容処理設備の設置）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 放射性物質を含む粉じんの散逸防止対策について
 - ✓ 大型金属処理室にも連続ダストモニタを設置し、全面マスクの着用が必要な基準以下の放射性物質濃度であることを監視する。
 - ✓ 電源停止以外の要因による換気空調設備全停時の対応は以下のとおり。
 - ・ 建屋内の連続ダストモニタにて放射性物質濃度を確認し、金属減容処理室及びコンクリート減容処理室から周辺の部屋（搬入車両室・前室・大型金属処理室）への放射性物質の有意な流入がないことを確認する。
 - ・ 建屋外への放射性物質の漏えいを防止するため、空調全停時も発じん防止剤の噴霧及び局所集じん設備の運転は継続させる。
 - ✓ 電源停止による換気空調設備全停時の対応は以下のとおり。
 - ・ バッテリー駆動の可搬型ダストサンプラを用いて試料採取を行い、空気中の放射性物質濃度を測定する。試料採取箇所は、搬出車両室（いずれかの処理室で処理をしていた場合）及び搬入車両室（シャッターを介して隣接エリアで処理をしていた場合）とする。
 - ・ 万一、高い放射性物質濃度が確認された場合は、処理をしていた減容処理室内並びに高い濃度が確認された搬入車両室・搬出車両室（搬出車両室の場合は、前室と搬送室も含む）において発じん防止剤を手動散布することで、浮遊粉じんの沈降を促し、粉じんに含まれる放射性物質の建屋外への漏えいを防止する。
 - 受け入れる廃棄物の線量管理について
 - ✓ 作業員の被ばく低減の観点から、通常人が立ち入る環境は雰囲気線量1mSv/h以下に管理するため、減容処理設備で受け入れる廃棄物の表面線量率（ γ 線）を平均1.0mSv/h以下に設定する。
 - ✓ RO濃縮水等により汚染され廃棄物表面で β 線が $10\mu\text{Sv/h}$ 以上の廃棄物を「 β 線汚染がある廃棄物」として、通常の廃棄物（滞留水により汚染した廃棄物等）と分けて管理を実施する。 $10\mu\text{Sv/h}$ は、水晶体の等価線量の基準値20mSv/年から年間作業時間を最大2,000時間と想定し設定した値である。
 - ✓ β 線汚染がある廃棄物は、通常の廃棄物に比べ β 線核種の割合が高いことから、表面線量率（ γ 線）1mSv/hとした場合は廃棄物に含まれる放射性

物質量が通常の廃棄物より多くなることから、管理値を1桁下げ、表面線量率（ γ 線）が平均0.1mSv/hを超えないよう管理を実施する。

- 施設内で発生する廃棄物について
 - ✓施設内で発生する金属廃棄物、コンクリート廃棄物及び減容処理物以外の廃棄物の量は、今後実施計画における廃棄物の想定発生量に反映する。

- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。

- 大型金属処理室で切断作業を行う際、ハウス設置の可否は作業対象物の汚染状況により決まるのか、それとも切断方法により決まるのか明確にすること。
- 「 β 線汚染がある廃棄物」の判断基準である表面線量率（ β 線） $10\mu\text{Sv/h}$ は水晶体の等価線量の基準値を基に設定したとのことだが、等価線量の値には γ 線の寄与もあるため適切な判断基準になっていないのではないか。考え方を整理して改めて説明すること。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について